

2 1 . 繰延税金資産【三井住友銀行単体】

(1) 繰延税金資産の計上額

(金額単位 億円)

(ご参考)
一時差異等
残 高

		15年9月末	15年3月末比	14年9月末比	15年9月末
繰延税金資産合計(-)	1	18,525	+ 32	365	
繰延税金資産小計	2	22,511	530	+ 3,469	55,750
貸倒引当金	3	5,336	2,866	1,812	13,232
貸出金償却	4	4,878	+ 1,682	+ 895	12,097
債権売却損失引当金	5	1	68	161	2
有価証券有税償却	6	4,354	1,609	+ 2,207	10,798
退職給付引当金	7	1,068	+ 45	+ 69	2,647
減価償却限度超過額	8	76	7	8	190
その他有価証券評価差額金	9	-	69	3,165	-
税務上の繰越欠損金	10	6,293	+ 2,559	+ 5,333	15,371
その他	11	504	198	+ 111	1,413
評価性引当額	12	3,986	562	+ 3,834	
繰延税金負債	13	1,408	+ 1,061	+ 1,111	3,612
退職給付信託設定益	14	256	+ 3	+ 22	635
その他有価証券評価差額金	15	1,100	+ 1,100	+ 1,100	2,849
その他	16	52	41	11	128
繰延税金資産の計上額(-)	17	17,117	1,029	1,476	
調整前課税所得の見積額に対応する額	18	17,317	+ 56	753	
将来解消見込が長期にわたる額等(注1)	19	900	+ 15	+ 377	
15行目の繰延税金負債相当額(注2)	20	1,100	1,100	1,100	
実効税率(注3)	21	40.46%	-	+ 1.84%	

(注1) スケジューリング可能な一時差異のうち、その解消見積期間が5年を超えるもの(退職給付引当金、建物減価償却限度超過額等)に係る繰延税金資産については、回収可能性ありと判断される(「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第66号))。

(注2) 繰延税金資産は、その他有価証券評価差額がネット評価差益の場合に計上される繰延税金負債と相殺表示されるが、繰延税金資産の回収可能性の判断に当たっては、この繰延税金負債と相殺される前の繰延税金資産残高が判断対象となる(「その他有価証券」の評価差額に対する税効果会計の適用における監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第70号))。

(注3) 16年度以降解消が見込まれる一時差異等に対して適用する実効税率であり、法人事業税に関する外形標準課税制度が16年度から導入される影響を反映している。なお、15年度中に解消が見込まれる一時差異等に対して適用する実効税率は38.62%である。

（2）繰延税金資産の計上根拠

計上基準

実務指針の例示区分の4号但書

（イ）当行には重要な税務上の繰越欠損金が存在するが、これは、デフレ環境が持続する中で、財務の健全性を早期に向上させるべく、以下のバランスシート改善策を実施した結果発生したものであり、非経常的な特別の原因に起因したものであると判断される。従って、実務指針（注1）5（1）の例示区分の4号但書に則り、将来の合理的な見積り可能期間（おおむね5年）内の課税所得見積額を限度として繰延税金資産を計上している。

（a）不良債権処理

「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」（平成8年6月）による「早期是正措置」の導入（平成10年度）により、自己査定に基づいて償却・引当を行う体制を整備。

その後、景気低迷の長期化、国内外の経済環境が不透明感を増す中で、資産劣化リスクへの対応力を高めるべく引当強化等の不良債権処理を積極的に実施。この結果、有税による不良債権処理残高（注2）は、15/9末時点で約25,000億円に達している。

また、平成14年10月に出された「金融再生プログラム」に基づき、平成16年度までに不良債権比率を半減すべく現在最終処理を加速させており、その過程で、過去に実施した有税による不良債権処理残高の無税化が急速に進んでいる（15/上期中の無税化実績：約9,000億円）。

（b）株式含み損処理

株価の大幅かつ継続的な下落を踏まえ、株価変動リスクの削減、平成13年度に導入決定された株式保有制限の早期達成に向け、保有株式の圧縮を促進。

平成14年度においては、保有株式の売切りによる約11,000億円の簿価圧縮を実施するとともに、減損処理及び合併差益を活用した処理により、保有株式の含み損約12,000億円を一挙的に処理した結果、昨年度末時点で株式保有制限を前倒しで達成。

こうした施策の影響により、有価証券有税償却残高（注2）は近年大幅に増加（11/3末の約1,000億円 15/3末の約15,000億円）。また、売却促進により過去の有税償却残高の無税化も進んでいる（15/上期中の無税化実績：約4,000億円）。

（ロ）上記要因により、15/9末時点の税務上の繰越欠損金は約15,000億円となっているが、今後発生する課税所得によって、繰越期限までに確実に解消される見込みである。なお、過去において、重要な税務上の繰越欠損金の繰越期限切れは発生していない。

（注1）「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第66号）

（注2）前頁表中の「一時差異等残高」に対応する計数である。

将来の課税所得見積り可能期間

5年

今後5年間の調整前課税所得の見積り累計額

（金額単位 億円）

		今後5年間の 見積り累計額
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	1	55,057
A 税引前当期純利益	2	29,586
B 申告調整額（除く15/9末一時差異の解消額）	3	13,324
C 調整前課税所得（A + B）	4	42,910
調整前課税所得に対応する繰延税金資産額	5	17,317

（前頁表中18行目に対応）

【基本的な考え方】

- （1）有税残高等の一時差異の解消見込年度をスケジューリング
- （2）今後5年間の発生課税所得を保守的に見積り
公表済の経営健全化計画（～18年度）を基礎とし、20年度までの収益計画を合理的に見積る
上記計画計数に対し、将来予測の不確実性を勘案し、一定のストレス（減額調整）を付加
上記収益計画に対応する申告調整額を加算し、調整前課税所得を算出
- （3）上記により回収可能と判断される額に実効税率を乗じた額を、繰延税金資産として計上

（ご参考1）過去5年間の法人税確定申告所得（繰越欠損金控除前）実績

（金額単位 億円）

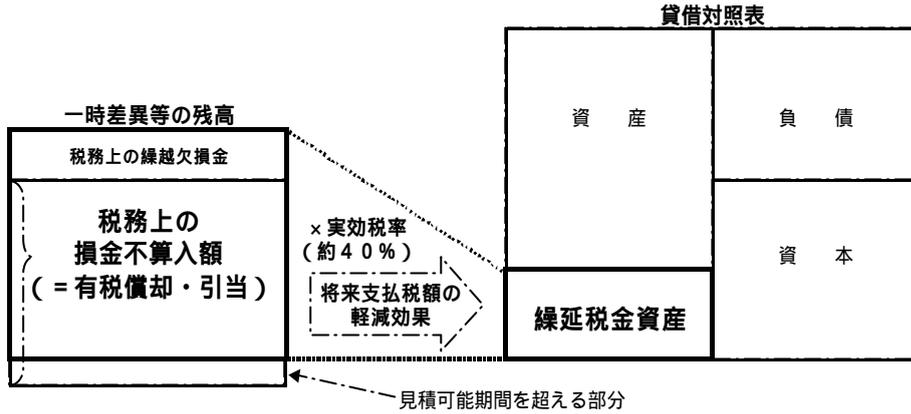
	11/3期	12/3期	13/3期	14/3期	15/3期
確定申告所得（繰越欠損金控除前）	5,542	3,273	1,760	2,419	7,455

（注1）「確定申告所得（繰越欠損金控除前）」＝「各年度の調整前課税所得」－「各年度における一時差異の無税化額」

（注2）上記計数は、実務指針の例示区分の4号但書に規定する「非経常的な特別の原因」を含んでいるが、これを除けば各期とも課税所得を計上している。

(ご参考2) 繰延税金資産の計上メカニズム

1. 基本的な考え方



2. 計数(事例)

【前提】

当期末時点における一時差異等残高：6,000 解消見込み：5年間で5,000、7年間で6,000
 将来発生課税所得(調整前課税所得)の見積額：5年間で5,000、7年間で7,000
 実務指針の例示区分の4号但書に該当する会社

(注)ここに記載されている数値は例示であり、当行の数値ではありません。

		1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	5年累計	6年後	7年後	7年累計
調整前課税所得	1	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	1,000	1,000	7,000
一時差異の無税化	2	2,000	1,000	800	700	500	5,000	500	500	6,000
確定申告所得(繰越欠損金控除前)	3	1,000	0	200	300	500	0	500	500	1,000
税務上の繰越欠損金残高	4	1,000	1,000	800	500	0		0	0	
増減額	5	+1,000	0	200	300	500		0	0	
課税対象所得 (3行目+5行目)	6	0	0	0	0	0		500	500	
一時差異等の解消額 (2行目+5行目)	7	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	500	500	6,000
無税化勘案前(1行目×40%)	8	400	400	400	400	400	2,000	400	400	2,800
無税化勘案後(6行目×40%)	9	0	0	0	0	0	0	200	200	400
支払税額の軽減額(9-8)	10	+400	+400	+400	+400	+400	+2,000	+200	+200	+2,400

支払税額軽減額の合計額 +2,400 (7年分)

(注1)

繰延税金資産の計上額 +2,000 (5年分)

+400 (2年分、注2)

(注1) 将来予測の不確実性等を考慮し、繰延税金資産の計上額に制限を加えている。

実務指針の例示区分の4号の概要((b)が4号但書)

- (a) 期末時点で重要な税務上の繰越欠損金がある会社等については、原則として翌期の課税所得見積額の範囲内で、かつ翌期の一時差異等のスケジューリングが出来る部分の繰延税金資産を回収可能性ありと判断する。
- (b) 但し、事業リストラ、法令等の改正などによる非経常的な特別の原因により繰越欠損金等が生じた場合には、将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)内の課税所得を限度として、かつ当該期間内の一時差異等のスケジューリングが出来る部分の繰延税金資産を回収可能性ありと判断する。

(注2) 差額400は、評価性引当額を計上することによって繰延税金資産として認識しないが、会社が存続し課税所得が発生する限りにおいて、支払税額の軽減効果は実現する。